

繁殖牝馬預託契約書

繁殖牝馬所有者_____（以下甲という）と受託者_____

（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

（契約の目的）

第 1 条 甲は、本件繁殖牝馬を産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（預託期間）

第 2 条 預託期間は 年 月 日から、 年 月 日までとする。

2 期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

（預託期間内の解約）

第 3 条 甲又は乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

2 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約の申し入れをすることができる。

3 前項の場合、甲は、本件繁殖牝馬および産駒の1ヶ月分の基本預託料を支払って、即時解約することができる。

(基本預託料等)

第 4 条 甲と乙は、本件繁殖牝馬および産駒の基本預託料（消費税別途）を下記記載のとおり合意し、甲は乙に対し、基本預託料と甲負担の削蹄費、駆虫費、予防接種料、治療費、血統登録料およびその他の甲と乙が合意した特別料金につき当月分を翌月末日限り下記乙の口座に振込んで支払う。

	繁殖牝馬	当 歳	1 歳
基本預託料	日額 円	出産から離乳まで	1月から 月まで
	(出産時の 日間は 日額 円)	日額 円	日額 円
	日額 円)	離乳後から 日額 円	月から 日額 円

振込口座の表示

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座 No. _____ 口座名 _____

- 2 乙は甲に対し、当月分の基本預託料および特別料金の明細を記載した請求書を翌月 日までに送付する。
- 3 乙は、甲が繁殖牝馬および産駒の基本預託料等の支払いを怠りその額が 円に達したときは、甲に対し代物弁済完結の意思表示を行い、本件繁殖牝馬および産駒の所有権を取得することができる。
- 4 乙は、前項の代物弁済完結の意思表示により取得した本件繁殖牝馬および産駒を第三者に売却し、その代金から売却に要した費用、未払基本預託料等およびこれに対する各支払期日の翌日から売却の日まで年5分の割合による遅延損害金を控除し、残余があればこれを速やかに甲に返還する。

(本件繁殖牝馬の受渡等)

- 第 5 条 甲は本件繁殖牝馬繁殖登録証明書を、乙の牧場において引渡す。
- 2 甲と乙は、前項の引渡しの際、獣医師の立会をもって馬体検査を行う。馬体検査に要する費用は甲の負担とする。
 - 3 乙は、甲に対する本件繁殖牝馬および産駒の引渡を乙の牧場で行う。

ただし、産駒については、乙の指定する場所においても引渡しをすることができる。

(産駒の引取期日)

第 6 条 甲は、本件繁殖牝馬の産駒を 歳の 月 日乙の牧場または乙の指定する場所において引き取らなければならない。

2 甲が前項の引取期日の延長を求めたときは、延長期間の預託料は第 4 条の定めに従う。

3 甲が前項の延長の申出をすることなく産駒を引取期日に引き取らないときは、甲は乙に対し、引取期日の翌日から引き取り済みに至るまで第 4 条記載の産駒の基本預託料金の倍額を違約金として支払う。

(乙の注意義務)

第 7 条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

2 乙は、第 6 条 1 項記載の引取期日経過後は、産駒に疾病または事故等（悪癖を含む）が生じた場合、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責を負う。

(届出の義務)

第 8 条 産駒の血統登録および市場販売の各申込については、甲に報告のうえ乙が行う。

2 産駒の血統登録証は乙が保管し、産駒の引渡時に甲に対し交付する。

(事故等の報告)

第 9 条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒に疾病（含む法定伝染病）、事故等（悪癖を含む）が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要があるものは送付する。

2 乙は、事故、疾病および悪癖がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(生産者賞の取扱)

第10条 生産された産駒によって中央競馬あるいは公営競馬において生じる生産牧場賞は乙が取得し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞は甲が取得する。

(損害保険)

第11条 甲は、本件繁殖牝馬および産駒の死亡等による損害を填補するため損害保険に加入する。

(契約の解除)

第12条 甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

2 甲の債務不履行によって本契約が解除されたときは、甲は乙に対し、解除の日の翌日から本件繁殖牝馬および産駒引取の日まで、特別料金のほかそれぞれの基本預託料の倍額を違約金として支払う。

(管轄裁判所)

第13条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

年 月 日

甲 委託者 住所 _____
氏名 _____ (印)
TEL _____

乙 受託者 住所 _____
氏名 _____ (印)
TEL _____